

災 害 の 概 要

平成21年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、1,067億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（16災～20災）平均3,532億円に対して約30.2%にあたる。また所管別にみると、国土交通省1,029億円（全体の96.4%）、農林水産省38億円（同3.6%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が80箇所で55億円（5.3%）、補助事業が10,476箇所で974億円（94.7%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均3,287億円に対して約31.3%にあたる災害が発生した。

主な災害としては、「6月22日から7月30日までの間の豪雨による災害」、「8月6日及び同月7日の豪雨による災害」、「8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨（台風9号）による災害」、「10月6日から同月8日までの間の暴風雨（台風第18号）による災害」などが挙げられる。

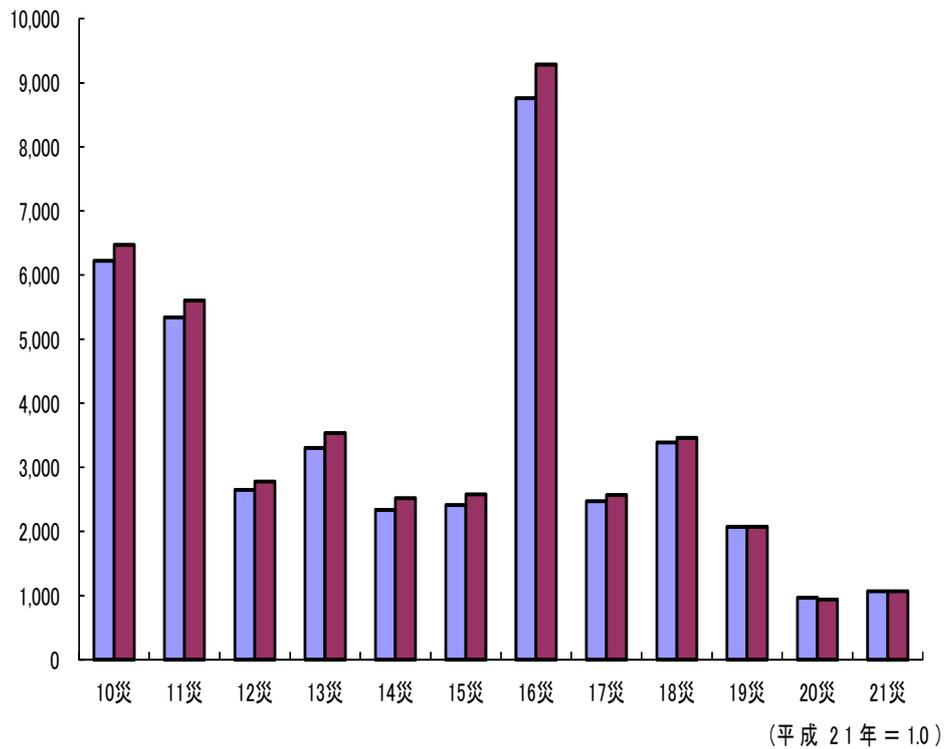
公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害はなかったが、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害には、「3月9日から4月17日までの間の地滑りによる災害」、「6月22日から7月30日までの間の豪雨による災害」、「7月29日から11月5日までの間の地滑りによる災害」、「8月6日及び同月7日の豪雨による災害」、「8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨（台風9号）による災害」、「10月6日から同月8日までの間の暴風雨（台風第18号）による災害」の6災害が平成22年3月17日政令第27号及び28号をもって指定（「8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨（台風9号）による災害」については、平成21年9月15日政令第241号により指定されたが、その後、新たに指定基準に該当した地方公共団体が追加されたため、平成22年3月17日政令第27号をもってこれを変更し、追加指定したものである。「10月6日から同月8日までの間の暴風雨（台風第18号）による災害」については、平成21年11月18日政令第263号により指定されたが、その後、新たに指定基準に該当した地方公共団体が追加されたため、一旦これを廃止し、平成22年3月17日政令第28号をもって改めて指定したものである。）されるとともに、「平成12年から平成20年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害」の災害期間が平成22年3月25日政令第36号をもって「平成21年」までに延長された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、岩手県普代村外16市町村が告示され特別の財政援助の措置が講じられた。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移

■決定事業費 ■換算事業費

(単位：億円)



	10 災	11 災	12 災	13 災	14 災	15 災	16 災	17 災	18 災	19 災	20 災	21 災
決定事業	6,225	5,336	2,648	3,305	2,336	2,410	8,758	2,472	3,391	2,070	968	1,067
換算事業	6,474	5,603	2,780	3,536	2,523	2,579	9,283	2,571	3,459	2,070	939	1,067

(注) デフレーター (国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室算出) は、土木総合工事費指数 (平成 12 年度 = 100) の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は平成 21 年度を 1.00 として換算した。また、使用した指数のうち平成 19 ~ 21 年度は暫定値である。
平成 13 年災以降については、国土交通省所管災害復旧事業全体額であり、平成 12 年災以前については、旧建設省所管及び旧運輸省所管の合計額である。